

## Q&amp;A

## 定期借家契約による賃貸ビルの経営について

期間満了で明け渡す場合と  
継続する場合の対処

A1 整社は、所有するオフィスビルの各フロアを今後販貸するにあたっては、期間満了となつたら更新なしで直ちにテナントに明け渡していただくこととし、立退料の請求などされないよう

Q1 整社は、所有するオフィスビルの各フロアを今後販貸するにあたっては、期間満了となつたら更新なしで直ちにテナントに明け渡していただくこととし、立退料の請求などされないよう

にしたいと思います。しかし他方で、賃借を維持してほしい優良なテナントであれば、期間満了の後も賃貸を継続したいとも思つております。どうすればよいのでしょうか。

## テナントからの中途解約はできるのか

Q2 整社は、5階建ての貸しビル一棟の各フロアをテナントに貸すにあたり、すべて定期借家契約にて次のように貸しました。

A社は中途解約できませんが、B氏の中途解約は法的に可能ですので、貴社は、B氏の解約には応じません。

定期借家契約の貸借人は、これにより中途解約の定めを置いてはなりません。もちろん定期借家契約においては、契約期間中の確実な賃料収入を計算に入れて契約をしますので、中途解約されることはたまりません。

そこで、本件では、居住用で借りているテナントB氏の場合、床面積が約100m<sup>2</sup>ですから対象となります。問題は、「転勤・療養・親族の介護その他のやむを得ない事情により生活の本拠としての使用が困難となつた場合は、賃借人は中途解約できるものと定めています。

整社は、5階建ての貸しビル一棟の各フロアをテナントに貸すにあたり、すべて定期借家契約にて次のように貸しました。

Q3 100m<sup>2</sup>はそれぞれ個人B氏らに居住用として賃貸契約にて、A社からは、事業の行き詰まっている関係で中途解約されることは困りますので、どのテナントとの契約にも、中途解約のことは全く定めしておりません。しかし、契約によって賃貸2~5階の各フロア(約100m<sup>2</sup>)はA社に事業用として賃貸1階はA社に事業用として賃貸

して中途解約はできません。しかし、借地借家法38条5項は、居住用の定期借家契約については、賃借する床面積が200m<sup>2</sup>未満である場合はテナントB氏は、中途解約できます。

この点、賃借人は、支払能力等の十分で賃貸人が認め第三者に賃借権を譲渡できないとか、そうした第三者との賃貸借契約の成約の場合には、中途解約できる等の特約をする場合もあります。こうした特約があれば、これがより解決することになります。しかし、こうした特約がなくとも、貴社は、A社と善後策を協議することをも考えた方がよいで

要求されず、立退料の負担には定期借家契約は、公

正証書その他の書面による更新が必要があり、また(1)期間の定め、(2)契約は更新がなく、期間の満了により終了するとの定めを必要とします。それから、テナントに対して、契約締結にあたって事前に、契約は更新がなく期間の満了によ

り終了することを記載した文書を交付してそのことを当事山」のあることを要し、多くの場合多額の立退料の提供を余儀なくされます。

また、法定更新後の場合につしても、賃貸人は解約申請ができますが、これについても同様に「正当事由」が必要とされます。

これに対し、定期借家契約は、期間の満了により終了し、更新されることがない契約です。法定更新もなく、「正当事由」も必要とされません。

定期借家契約の場合は、期間の満了により終了した場合には、こうして定期借家契約書の締結にあたつても、定期借家契約の場合は、期間の満了により終了したこととみなれます。それは、あくまでも貸主と借主が、期間満了による終了の後に、改めて協議してそれが整えば、可能ことです。再契約の方は、普通借家契約の方法で、定期借家契約の方法でいく限り、前記の通り、期間の定めや更新しない定めを必要とすることはもちろん、事前にテナントに説明書面の交付をもつて説明をしないこととなります。そのときは、期間の満了前の更新拒絶や

解約申入にも正当事由を要することになります。

次に、定期借家契約は、前記の通り更新はされませんが、賃貸人は、賃借を維持してほしい優良テナントとは、協議により契約の終了後に再契約をすることが可能です。定期借家契約の中に、当事者は協議により再契約を入れる例が多く見られます。それは、あくまで「当事者は協議により再契約ることができる」との約定を入れることが可能で、それも賃貸人に対するものと変わりません。

定期借家契約の趣旨に反してしまい、結局、普通借家契約と認定されてしまうおそれがありますので、要注意です。

なお、賃貸人としては、優良テナントを維持したいあまり、定期借家契約の中で、契約違反などのマイナス事情のない限り再契約するといふた定めを入れておきたと思うかもしれません。しかし、これでは期間満了後原則として再契約するといふた定めを入れてしまつても、定期借家契約と認定されてしまうおそれがありますので、要注意です。

となってしまします。



飯沼総合法律事務所  
(東京都中央区)

児玉 譲 弁護士

## Profile

東京大学法学部卒業。  
昭和62年第一東京弁護士会に弁護士登録。  
飯沼総合法律事務所パートナー。  
主たる業務分野は不動産取引関係の法務、企業法務、相続・遺言の法務著作権、知的財産権の法務など。

